

紛争解決条項

仲裁手続の言語を規定する仲裁条項

この契約から又はこの契約に関連して生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁地は（国名及び都市名）とする。仲裁手続は日本語によって行なう。

All disputes, controversies or differences arising out of or in connection with this contract shall be finally settled by arbitration in accordance with the Commercial Arbitration Rules of The Japan Commercial Arbitration Association. The place of the arbitration shall be (city and country). The arbitral proceedings shall be conducted in Japanese.

今月の紛争解決条項は、「仲裁手続の言語を規定する仲裁条項」です。仲裁手続の言語(以下「手続言語」)は、当事者が自由に定めることができます。当事者間に、手続言語を定める合意がない場合には、商事仲裁規則9条に基づき、仲裁廷が手続言語を決定します。仲裁廷は、手続言語の決定に当たり、仲裁合意を規定する契約書の言語、通訳及び翻訳の要否並びにその費用その他の関連する事情を考慮しなければならないとされており、契約書の言語を手続言語とする例が多いようです。一般に、国際契約書は英語で作成されていることが多く、その結果、手続言語の合意がない場合には、英語が手続言語となっています。日本企業にとって、英語で手続を実施することは負担が大きいと、日本語で仲裁手続を行ないたい場合には、予めその旨を仲裁条項に定めておく必要があります。

特に、仲裁条項で途上国の仲裁機関を指定する場合には注意が必要です。途上国の仲裁機関の仲裁規則は、別段の合意がない限り、デフォルト・ルールとして手続言語をその国の公用語とする旨規定していることがあるからです。現地語で仲裁手続を行なうことが強いられないように、途上国の仲裁機関を利用する場合には、必ず仲裁規則の手続言語の規定を確認し、日本企業としては仲裁条項で手続言語を定めておくべきだと思います。

仲裁条項で、たとえば「仲裁手続は英語及び日本語による。」といったように、複数の仲裁手続の言語を規定することもできます。しかし、これは実務的には問題が発生しやすく、費用や労力も大きくなります。というのは、上記の条項によれば、日本語だけで書面を提出することができるのか、それとも日本語と英語の両方の言語で書面を提出しなければならないのかが定かではないからです。仮に、日本語の書面だけで、よいとされる場合であっても、仲裁廷の中に英語しか理解できない仲裁人がある場合には、結局、英語の書面も提出せざるを得なくなります。したがって、日本語と英語のいずれの言語でも手続を行なえるようにするためには、仲裁人は両方の言語を問題なく使いこなせることを要件とするといった定めもしておくのが望ましいということになります。たとえば、次のような条項です。

仲裁手続の言語は日本語又は英語によって行なう。仲裁人は、日本語および英語で仲裁手続を行なえなければならない。

The arbitral proceedings shall be conducted in Japanese or English. The Arbitrator shall be competent to conduct the arbitral proceedings in both Japanese and English.

しかし、そのような言語能力を有する適任者の絶対数は少なく、仲裁人選任作業が難航することが想定されます。このように、複数の手続言語も定めるという条項はよさそうに見えますが、注意を要します。